

部活動による学区外通学制度（説明資料）

1, 実施内容

継続的に運動及び文化活動を行っている児童の中で、就学を指定した中学校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある最寄りの中学校に就学を許可する。

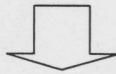
(※幼少の頃から強く希望しながら、様々な理由により活動することができなかった児童を含む。)

2, 申請の手続き

保護者からの申請

11月15日以降

保護者は小学校に申請書（学区外通学許可願・理由書・活動証明書）を取りに行き、申請書等を作成する。



①学校教育課から保護者に対して説明及び面接

保護者は許可願及び理由書・活動証明書を直接田辺市教育委員会（学校教育課）に持参する。その際、変更指定校・具体的な手続きについて教育委員会から説明を受ける。

申請期間（平成22年11月20日から12月20日）

〈部活動を理由に指定校を変更できる条件〉

就学指定の中学校に希望する部活動がなく

①幼少より継続的に活動。

②幼少より強く希望している活動。



②審査会にて審査

1月初旬

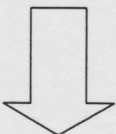
申請書類をもとに審査する。



③学校教育課より保護者に可否を電話連絡

1月中旬以降

就学指定校の変更を認められた場合、保護者は学校教育課に誓約書を提出する。また、指定校及び変更指定校の両中学校長に副申書を作成してもらい学校教育課に提出する。



④教育委員会より就学指定通知書の送付

1月下旬

3, 通学区域の弾力化の具体的内容

☆実施学年について

平成23年4月中学校入学予定の全生徒対象
(平成23年4月現在、中学校2, 3年生は対象外)

☆田辺市以外の区域外について

田辺市内の中学校にない部活動については、区域外を認めるが、市内の中学校に部活動がある場合は許可しない。

※他市町村立の中学校(部活動)を希望する場合、または他市町村から田辺市内の中学校(部活動)を希望する場合は、他市町村との協議が必要となり、他市町村の了解がないと認めることができない。

☆最寄りの中学校について

原則、生徒の現住所から最も近い中学校を田辺市教育委員会が指定する。

☆通学方法について

変更先の学校への通学に伴う安全性及び諸経費等は、保護者の責任とする。

☆中途退部について

- ・原則的にはもとの就学指定校に転校する。
- ※最終学年において、中途退部した場合も原則的にもとの就学指定校に転校する。
- ※活動に積極的に参加せず注意を促したが改善が望めない場合、学校長はその旨を教育委員会に報告する。また、教育委員会は保護者及び本人に対して指導し、場合によってはもとの就学指定校に戻す。
- ・保護者は中途退部した場合は速やかに、中途退部した理由等について田辺市教育委員会に報告する。教育委員会は報告をもとに就学すべき学校について検討し、保護者に通知する。

☆就学校の変更の要件について

審査会を設置し、継続的活動等について審査する。
(保護者の申し出のもと、審査会を開催し決定する。審査会は田辺市教育委員会が設置する。)